２０２４年１０月

外国送金等外国為替取引をご利用のお客さまへ

株式会社七十七銀行

弊行では、「外国為替及び外国貿易法」および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に加え、「米国 OFAC 規制」等、各国関連法規制等を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止する態勢の強化に取組んでおります。

つきましては、お客さまからご依頼を受けた外国送金等が「外国為替及び外国貿易法」における規制取引および「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないこと、ならびにご送金の受取人（法人の場合は実質的支配者を含みます）が資産凍結等経済制裁対象者および北朝鮮居住者に該当しないことについての申告をいただいたうえで、送金の原資、海外へのご送金理由もしくは海外からのお受取理由、送金の相手方とのご関係、受け取られる資金の使途などを厳正に確認するため、ご説明や確認資料のご提示をお願いしております。

注．弊行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や資料のご提示の結果、弊行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので予めご了承ください。

１．「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という。）第 17 条で規定されている銀行等の確認義務等の確実な実施のため、「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」等にお客さまのお取引が該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、以下に該当するお取引がある場合には、弊行に対して申告いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

＜外為法に基づく送金の規制（北朝鮮・イラン・ロシア関連抜粋）＞
（１）北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
‣ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの ‣ 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の仲介貿易に係るもの
（２）北朝鮮の「資金使途規制」
‣ 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行われるもの
（３）北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
‣ 人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止
（４）イランの「資金使途規制」
‣ イランの核活動に寄与する目的で行われるもの
（５）ロシア向け「対外直接投資に関する規制」
‣ ロシア連邦向けの新規の対外直接投資 ※外国法人の 10%以上の株式取得や出資に係る証券取得、10%以上の株式や出資を有する外国法人に対する期間 1 年超の金銭貸付等 ‣ ロシア連邦内で行う事業活動資金の支払およびロシア連邦以外で行う事業活動でロシア企業等が関与する場合の事業活動資金の支払
（６）ロシア・ベラルーシ向け「役務取引に関する規制」
‣ ロシアまたはベラルーシに対する規制対象に関する役務取引（技術提供等）の禁止
（７）ロシア産原油等の価格上限に係る資本取引に関する規制
‣ ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油等の上限価格を超える購入に関する、金銭の貸付契約または債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引の禁止

北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起
‣ 財務省、外務省、警察庁、経済産業省から、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されています。北朝鮮の IT 労働者が日本人になりすましてオンラインのプラットフォーム等を利用することにより、ソフトウェア開発などの業務を受注し、その報酬を北朝鮮に送金している可能性があるとして、日本企業に対し注意が呼びかけられています。当該行為は、直接・間接の取引に関わらず、外為法等の国内法や各国関連法規制等に違反・抵触する恐れがありますのでご注意ください。

注．詳細は財務省・経済産業省のホームページをご参照ください。
【財務省】https://www.mof.go.jp
【経済産業省】https://www.meti.go.jp

２．米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。弊行では、お客さまのお取引が、米国法規遵守の観点から OFAC 規制にかかるお取引に該当しないことを確認させていただいております。直接的な送金人や受取人が制裁対象者に該当しない場合でも、送金の背景にあるお取引の関係当事者（受取人の実質的支配者等）や関係地等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することになります。

米国 OFAC 規制の主な規制対象取引
‣ 以下の（１）、（２）いずれかに該当する、米ドルおよび米国人が関与するお取引 （１）お取引の関係当事者（一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者を指します）の所在地や、お取引の関係地等（一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します）に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域、「ドネツク人民共和国」（自称）、「ルハンスク人民共和国」（自称）が含まれている。 （なお、ベネズエラ政府やその政府関係者等が含まれている取引、ロシアとの間の一部取引についても規制されています） （２）米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者がお取引に関係している。 ‣ 米ドル建てではなくても、上記（１）または（２）に該当し、かつ以下に該当するお取引 米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者および米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等を含む）がお取引に関与している。 ‣ その他、OFAC が二次的制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等。 注．OFAC 規制の詳細については OFAC のホームページ（英文）をご参照ください。 【米財務省】http://www.treasury.gov

お客さまのお取引が OFAC 規制に該当する、または該当する恐れがある場合には、弊行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、弊行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認については、弊行の調査とは別に、送金経由銀行、または送金受取銀行である金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さま自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので予めご承知おきください。